

令和元年第1回亀山市議会臨時会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第85号 亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第10条 市長は、第8条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第10条 市長は、第8条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該</p>

当する者があるもの
2 及び 3 (略)

当する者があるもの
2 及び 3 (略)